

平成 2 1 年度における短期借入金の借換えについて

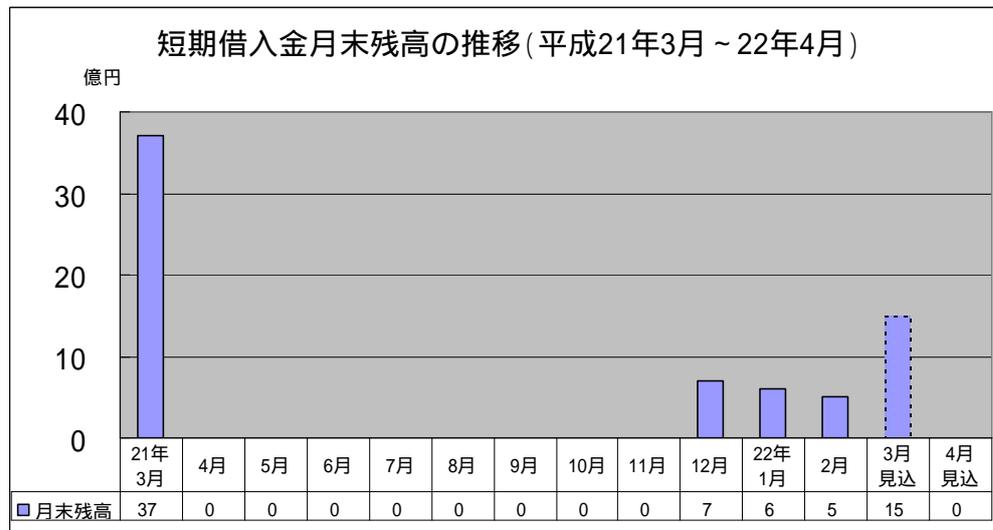
1 . 法的根拠

地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。

この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

設立団体の長は、借り換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない（地方独立行政法人法第41条）。

2 . 平成 2 1 年度の短期借入金の状況



3 . 短期借入金の借換見込額（年度末残高見込額）

15億円（借換時期 平成22年3月31日）

短期借入金残高（平成22年2月末日現在） 5億円

平成22年3月の借入見込額 10億円

平成21年度末短期借入金残高見込額（ + ） 15億円

4 . 中期計画で定める短期借入金の限度額

100億円

5 . その他

借入先

株式会社 三井住友銀行

借入金の償還の方法及び期限

平成22年4月上旬に、法人の当座勘定に借入金相当額の資金を充当

短期借入金の借換え（手続きの流れ）

